

# 伊方訴訟ニュース

第322号  
2000年6月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒560-0047 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル  
藤田法律事務所 電話 06-6363-2112 口座 00930-0-48780

## 2号炉訴訟

### 原告側が最終準備書面の訂正版を提出 裁判所の判決文作成作業も本格化

さる3月24日の結審当日に原告側は最終準備書面を提出した。しかし、仕事を続けながらの書面作成は大変な作業の連続であったために、書面本文は、ようやく前日夜に仕上がったものの、章や節の区分と名称、さらには正確な頁数の整理を残したまま、法廷に提出したという次第であった。それで、法廷では、本文は変えずに、章、節あるいは頁入れをして後日に送りたいと、裁判長の許可を得てあった。

結審後、しばらくしてから、その整理作業が始められたが、本文を変更しないままの作業は、予想以上に手間取り、5月の連休明けまでかかった。最終的には、最終準備書面を(一)と(二)に分け、それぞれに、章や節の名称、それに整理した頁数を書き加えた「訂正版」を作成し、裁判所に提出、被告の国側にも送付して、最終準備書面作成作業はようやく終了した。

おそらく、こうした手続きは、他の原発裁判では見られなかったことであり、「原告本人訴訟」の苦闘ぶりを示す出来事である。裁判所も、そうした事情を考慮して、原告側の作業の進展を待ってくれたとのことであるが、そのことも異例と言えよう。

原告らが「訂正版」のことについて裁判所

と話し合う中で、判決文作成作業を中心となつて進めることになっていた陪席裁判官が、4月人事で他の裁判所に転出したこと、しかし作成作業は引き続いて進めるだろうということを開いたという。原告側からの「訂正版」提出によって、その裁判官を中心に進められる判決文合議も本格化することであろう。

以下では、最終準備書面「訂正版」の冒頭に記載されている「目次」を紹介しておく。最終準備書面の内容は次号以降で紹介していく予定であるが、読者の皆さんが、詳細な「目次」から、まず、原告らの主張の骨格を読みとって頂ければ幸いである。

## 原告最終準備書面(一)

### 目次

#### 第1章 総論

- 1 原子力発電所の危険性と本件など原子炉の安全審査の目的、許認可の条件
- 2 科学技術の発達は、必ずしも社会の発展や福祉に寄与するものばかりではない人権を犯し、生命、財産を脅かす存在で

①水俣病患者の場合、その申請に対する認定の結果いかんは、申請者個人の利益に直接的かつ極めて深刻な影響を及ぼし、従って、処分が遅延することにより被ったであろう精神的な苦痛は容易に理解可能であった。しかし、本件にはそのような事情がない、と。  
②水俣病については、申請を放置していたことに対して、「不作為の違法」を確認する判決が出ていた。しかし、本件では、原告らはそのような裁判も起こしていなかった。

この2点について、原告らは次のように反論した。

①1979年のスリーマイル事故、本件3号炉増設許可直前に勃発したチェルノブイル事故によって、原発に対する安全神話が完全に崩壊し、さらに一基の原発事故の影響による放射能の恐怖が世界的規模で拡大していたただ中において、原告らが、原発事故の危険性と隣り合わせの中で日々その恐怖におびえながら生活し、異議申立に対する一日も速い決定を望んで、その決定の遅延に対して、いかに焦燥感と不安感を抱いていたかは想像に難くないところである。

したがって、被告が、本件については原告ら個人の利益について、直接的かつきわめて深刻な影響を及ぼすべき背景事情はなかったと主張するところは、被告の勝手な思い込みと偏見に基づくもの以外の何ものでもない。

②原告らが、不作為の違法確認の訴えを起す可能性があったとしても、そのことをもって、原告らにすみやかに応答処分すべき被告の作為義務が、免除されるものでないことは当然である。

論点(2)について:

被告が作為義務に違反していたことは、以下の3点から明々白々である。

①原告らの異議申立からその棄却決定までに12年も要したことは、「客観的に処分庁がその処分のために手続上必要と考えられる期間」を超えていたこと。

②被告が遅延の正当理由とあげている伊方一号炉訴訟及び福島第二原発訴訟の最高裁判決からでも、6年も経過しており、「必要期間よりさらに長期間にわたり遅延が続いた」ことも明白である。

③通産省が、遅延を解消するための努力もせず、漫然と放置してきたことは、「処分庁が遅延回避の努力を尽くさなかった」条件に該当することも明白である。

以上のような次第で、裁判所も、双方の主張は、ほぼ出そろったと判断し、次回(九月8日)に、原告側から申請のあった原告二名の証人が証言し、次々回の公判(11月17日)では、双方が最終準備書面を提出し結審する予定がきまった。

## 会計報告('00.5/1~5/31)

### 収入

会費	13,000
ニュース講読料	49,000
計	62,000

### 支出

ニュース印刷代	16,800
郵送料	7,350
振替手数料	1,610
資料費	30,000
計	55,760

差引 6,240

積立金合計 1,747,528

- もある
- 3 原発の安全性は立証されていない
- 4 本件許可処分的手続的違法性
- 5 本件原子炉の許可は憲法違反である

## 第2章 審理の前提

- 1 立証責任の所在
- 2 被告の本件安全審査の合理性、不合理性の判断について
- 3 違法判断の基準時
- 4 地質、地震の学問、研究は、まだ未解明、未解決の多い学問分野である

## 第3章 事故想定の誤り

- 1 審査基準違反
  - (1) 「安全設計審査指針」
  - (2) 「立地審査指針」
- 2 想定すべき事故
  - (1) 地震誘発事故
  - (2) 航空機墜落事故

## 第4章 本件原子炉の立地選定の誤り

- 1 敷地選定の誤り
  - (1) 本件敷地にはA級活断層が存在する
  - (2) A級活断層は総延長70キロにも及ぶ
  - (3) 存在する活断層は敷地直下である
  - (4) 被告の本件敷地沖の地質調査及び判断はおよそ科学的ではない
  - (5) 専門機関が大地震の再来を予測している地域に本件敷地がある
  - (6) 被告らの追認した耐震性の根拠は不明である
- 2 本件敷地上空は危険が一杯である
  - (1) 敷地上空及び周辺は軍用機などが頻繁に飛び交っている
  - (2) 本件原子炉近くに大型ヘリコプターが墜落した

- (3) 被告ら行政庁は、外国から原子炉が攻撃されると想定している
- (4) 飛行機は頻繁に墜落している

結論

## 第5章 本件敷地上空の安全性を主張する被告の欺まん性

- 1 被告の主張
- 2 原告の主張
  - はじめに
    - (1) 被告の恣意的、ズサンな本件安全審査の追認の誤り
    - (2) 本件原子炉上空は飛行禁止にされていない。被告証拠の欺まん性
    - (3) 被告は、民間機が本件敷地上空を空路としている事をはじめ、本件敷地周辺にある軍用基地、訓練空域などの存在、さらには日米地位協定を見落としている安全審査を認める誤りを犯した
    - (4) 被告は立地審査指針を無視した審査を容認している
    - (5) 本件原子炉敷地上空の危険性
    - (6) 被告は設計審査指針五に示された本件原子炉への航空機などの墜落による影響を無視した審査を追認した過ち
    - (7) 墜落の確率がきわめて小さい場合でも、他の施設の安全審査では審査されている

結論

## 原告最終準備書面(二)

### 目次

#### 第1章 地震、断層に係わる原告主張のまとめ

- (1) 伊方沖活断層の断層の規模、及び活

- 動性を把握するための「調査方法の誤り」
- (2) 誤った調査方法による「調査結果の用い方」も誤っている
- (3) 伊方沖断層の海底最上部の堆積層、及び断層の規模、活動度を知るための「評価方法」も誤っている
- (4) 伊方沖活断層を、不適格な海底音波調査を基に、断層規模を小さく、活動性を低くみた「判断」結果の誤り
- (5) 伊方沖活断層を、設計地震動に考慮しなかった決定的な誤り
- (6) 岡村調査によって、申請者の実施、提出した海底音波調査のズサンさ、不適格性、それを基にした評価と、判断の誤りが「実証」された
- (7) 伊方沖活断層の規模、活動性を把握するための「調査方法」及び「調査の用い方」、「調査結果の評価の方法」の誤りと、「これらの誤りの結果としての判断の誤り」によって、申請者が歴史地震から算定した設計地震動を、遙かに上回る伊方沖活断層からの、大きな地震動を、全く考慮しない誤りを犯した
- (8) 近くの断層、地震からの地震動を正確に計算できる方法がなく、敷地至近に断層があることが分かっているながら、本件敷地に原子炉を建設した誤り
- (9) 「安全余裕検討用地震動」を何等の根拠もなく設計地震動のわずか1.5倍しかみなかった誤り
- (10) 突然飛び出した「断層モデル」
- (11) 放射能を外に出さないようにしなければならない、最も重要なAクラスの施設、機器類は設計地震動(200ガル)以上の地震動では安全確認されていない
- (12) 伊方沖活断層の「安全余裕用地震

- 動」は「700ガル」から「900ガル」
- しかし、原子炉基礎地盤を揺り動かす地震動を基にした耐震設計による安全確認は行われていない
- (13) 格納容器は「2800ガル」で壊れる、と被告証拠が示す敷地への地震動「900ガル」なら、格納容器の揺れは「3150ガル」になる
- (14) 申請者がやらないことを審査会が肩代わりした誤り
- (15) 二つの裁判で、断層の地震動計算に重要な計算式の金井式について、正反対の主張を平然と行う被告の確信犯的な矛盾

#### 第2章 立地条件に係わる法的事項、及び原告提出書面の主張要旨。本論「第3章」の各事項の主張要旨

- (1) 本件立地条件審査の地震、断層、地盤に関わる法的事項
- (2) 原告が、立地条件中の地震、断層に関わる主張として提出した準備書面における主な事項を挙げておく
- (3) 本件訴訟で明らかになった、地震、断層審査に関わる誤りを指摘した本書面の各事項の主張要旨

#### 第3章 伊方沖活断層の評価の誤り

- (1) 対象地震選定の誤り
  - ①ズサンな調査と判断で伊方沖活断層を設計地震動の対象としなかった重大な誤り
  - ②申請者が、根拠の薄い歴史地震のタイプ分けで、近くの最大の地震となる「芸予地震」と、遠くの最大の地震である「土佐沖、安政地震」を、タイプ内の最大の地震からはずし、最大地震に採用しなかった誤り
  - ③設計地震動(S1相当)に適用する

べき伊方沖活断層の地震動を、「安全余裕検討用地震動」(S2相当)に適用する地震動とみなした致命的誤り

④基準地震動算定の誤り

[A]「設計地震動」(耐震設計指針のS1地震動に相当)

[B]「安全余裕検討用地震動」(同S2地震動に相当)

[C]歴史地震の地震動の最大を選ぶ最大速度(カイン)で算定しても同じ結果になる

(2)伊方沖活断層に対する被告の反論に対する「反論」

①本件審査での「主に過去の地震歴の調査に基づいての地震選定」の誤り

②伊方沖活断層を設計地震動とせず「安全余裕検討用地震動」とした誤り

③垣見証人、被告は、審査ときに伊方沖活断層の音波探査図では地質最上部は見えない事実を知っていた

審査ときに最上部の調査をするべきであったし、やっていたら、岡村調査と同じ結果が分かっていた

④審査会と被告が、伊方沖活断層を「安全余裕検討用地震動」に考慮したとする主張も申請書には証拠がない

⑤本件審査で使用した金井式は正確でなく、断層モデルも簡単な原始的なもの

⑥被告の最終書面から消えた「最小地震観測結果」を根拠とした主張

⑦伊方沖活断層の審査の是非をみる判断基準は「岡村調査の結果」である

⑧伊方沖活断層の音波探査調査は1号炉、2号炉、3号炉の全てが「海底最上部の堆積層は動いていない」と誤ったデータだった

⑨伊方沖断層の2号炉審査の地震動の過小評価と、3号炉調査の地震動を同列に並べて平気な被告

⑩2号炉で申請者が採用した最大地震動は「200ガル」

それ以上にはなれない

⑪地震動の違いの大きさは、本件審査で極端に過小にみた誤りの結果である

⑫大きい地震を小さく見せるために、申請者が使ったトリック

⑬本件申請書の「主な地震」の表には、更に別の重大なトリックが使われている

第4章 耐震設計に関わる、申請者および審査会の誤り

(A)鉛直方向の揺れ(上下動)を水平方向の揺れ(水平動)の二分の一で良いとする耐震設計基準の誤り

(B)地盤への繰り返し地震動を考慮せず審査で敷地の健全性が確保されるかどうかを確認していない誤り

(C)垣見証人は94年6月3日時点では「敷地への最大の地震動」は「200ガル」と明確に証言している

第5章 劣悪で脆弱な2号炉敷地の地盤

(1)敷地の至近で、地質年代では最も新しい沖積世に、大地震を繰り返し発生させた活断層が存在している事実

①調査鑑定者が2号炉建設地点を「不適」と見なし、炉心建設位置の変更、地盤改良を求めたにもかかわらず、全く無視した犯罪的誤り

②2号炉建設地点はダムの基礎地盤なら不適と認めた垣見証人

③「敷地の断層は1千万年動いていない」と啞然とするばかりの垣見証人の地盤についての証言

(2)本件の基礎地盤を堅硬とする被告主張を覆す「常時微動観測結果」

①被告らの主張を完全に覆す証拠が、本件申請書の中にある

②「すばらしい発見・常時微動」

③本件敷地地盤の周期特性を考慮することを無視し、施設と機器類の周期特性のみを見れば良しとして、大地震や南海トラフで発生する巨大地震の影響の考慮を耐震審査の前提から排除した、とてつもなく大きな本件審査の誤り

④本件敷地地盤の周期特性が長周期特性を持つ地盤であるにもかかわらず、これに対応する卓越周期を持つことが明かな南海トラフの巨大地震を、Bタイプ地震にすら含まずに、Bタイプ最大の地震の選定対象からはずした許し難い犯罪的誤り

⑤「長周期は脈動」として、本件地盤の長周期の卓越周期を無視して切り捨てた証拠と根拠は、27年前の調査者のあいまい極まる見解だけ。その後の被告主張を補強する証拠が示せないのでは、立証にならない

第6章 JCO臨界事故が明らかにした、本件を含む安全審査体制の誤り

(1)原子炉安全審査の最高責任者が認めた安全審査体制の不備と審査範囲の誤り

(2)開発と安全審査部門の「分離」が確定的だったのに、分離しないままの不備な体制で審査を強行した誤り

(3)原子力船「むつ」の事故を教訓に体制が変わった

(4)被告の安全審査は「基本設計ないし基本的設計方針」なるものによる「書類審査」だけ。安全審査の最高責任者が、その方法を否定し、見直しの必要性を認めた

(5)被告が認めた原子力災害対策の立法化の必要性

その他の主な主張の立証書面

以上

「原発さよなら えひめネットワーク」

結審を受け止め、判決に向けて

同「ネットワーク」では、5月15日付けの「news」を結審特集号にあて、法廷で原告らが述べた最終意見をはじめ、これまで裁判を支援してきた県内外の多くの人たちからの感想を中心に、歴史的とも言える「本人訴訟」を皆で考える場を提供している。

そして、担当の3人の裁判官あてに、公正な判決を要望する署名活動を11月まで続けることをきめている。

また、「緊急行動パートI」として、「八幡浜・原発から子供を守る女の会」の呼びかけに応え、7月2日には、伊方現地に集まって町民の人たちに、裁判の意義を訴え、署名への参加も呼びかける行動に取り組むこともきめている。

伊方3号炉損害賠償請求裁判

原告側が攻勢の書面

5月19日、松山地方裁判所で第4回公判が開かれた。原告側は、前回公判に被告の国が提出した準備書面(二)に反論した準備書面(二)」を提出した。

水俣病認定業務の遅延に対して最高裁は、(1)原告であった患者さんの利益が侵害されたことと、(2)業務を遅らせた知事の義務違反、の2点を認める判決を出している。しかし被告は、本件では事情が違うのでその最高裁判決は適用出来ないと主張していた。

今回提出した書面で原告らは、被告の主張は見当違いで身勝手な逃げ口上であると、以下のように手厳しく批判した。

論点(1)について：

被告は次の2点の違いをあげていた。